

保育施設等利用調整基準表

入所申込子ども氏名

保護者氏名

(続柄:)

下記の項目のうち、備考の記載に注意のうえ、該当するところに、**1か所のみ**○を記入してください。

番号	種別	保護者の状況	記入欄	実施期間	
1	就労	月160時間以上の労働を常態		最長就学前まで	
		月140時間以上160時間未満の労働を常態			
		月120時間以上140時間未満の労働を常態			
		月100時間以上120時間未満の労働を常態			
		月80時間以上100時間未満の労働を常態			
		月64時間以上80時間未満の労働を常態			
2	出産	出産前後の休養のため保育をすることができない場合		5か月以内(出産予定月を以て さんで前後各2か月)	
3	疾病	入院1か月以上		最長就学前まで	
		居宅内療養	常時病臥		
			精神性 : 精神障害者保健福祉手帳3級程度以上		
			: 上記以外の程度		
			一般療養 : 安静を要する状態		
: 通院加療を要する状態					
障がい	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に相応する者、精神障害者保健福祉手帳1～3級に相応する者又は療育手帳の交付を受けている者で、かつ保育が困難な場合				
	身体障害者手帳3級(聴覚障害4級以下を含む)に相応し、保育が困難な場合				
	身体障害者手帳4～6級に相応し、保育が困難な場合				
4	施設等付添	月160時間以上の付添い		最長就学前まで	
		月140時間以上160時間未満の付添い			
		月120時間以上140時間未満の付添い			
		月100時間以上120時間未満の付添い			
		月80時間以上100時間未満の付添い			
		月64時間以上80時間未満の付添い			
	自宅介護	重度障がい者等の全介護			
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)			
		上記以外の場合			
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため、保育をすることができない場合		当該期間	
6	求職	就労内定・開業予定		3か月以内	
		日中求職活動中			
7	就学	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合		当該期間	
8	虐待・DV	虐待を受ける恐れがある又は配偶者から暴力を受ける恐れがあると認められる場合		最長就学前まで	
9	その他	死亡、離別、行方不明、離婚前提別居、拘禁などで不存在の場合		最長就学前まで	

- 備考 (1) 保護者のそれぞれについて、本表により基本指数を求め、調整指数と合算して保育認定子どもの利用調整基準指数とする。
- (2) 育児休業中は、入所児童継続に限り育児休業対象児が満1歳になった最初の3月31日まで、出産と同じ指数とする。(番号2)
- (3) 上記表に当てはまらない場合については、面接等を実施し、総合的に勘案し、指数を決定するものとする。

◎ 調整指数表

番号	種別	状 況	記入欄
1	世帯 の状況	生活保護世帯	
2		ひとり親又は父母不存在の世帯	
3		心身に障がいをもつ者（身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者や特別児童扶養手当の認定を受けている者）がいる世帯	
4		保育をすることができる65歳未満の同居親族等がいる世帯	
5		保育料の滞納が、申込月の前々月までの期間において、6か月以上となっている世帯（分納中の者を除く）	
6		市外在住世帯（転入予定を除く）	
7	児童 の状況	地域型保育事業の卒園児童（年齢制限により、継続利用ができない場合）	
8		兄弟姉妹で同一の保育施設等の利用を希望している場合	
9	保護者 の状況	育児休業法に基づく産前産後休暇及び育児休業明けで復職予定の場合	
10		生計中心者が失業し（自発的実業を除く）、速やかな就労が必要であると認められる場合	
11		保育士として市内の保育所等で就労予定、または現に就労している場合	
12	その他	保留希望の申し出が保護者からある場合	
13		児童福祉の観点から、市長が特に必要と認める場合	※

備考 (1) 調整指数は、保護者からの申込みに基づき必要な書類が提出された場合に適用する。

(2) 「※」については、当該子ども・世帯の状況に応じて別途判断する。

◎ 優先順位

優先順位	条 件
第一段階	利用調整基準指数が高い世帯
第二段階	基本指数が高い世帯
第三段階	当該保育施設等の希望順位の高い者
第四段階	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
第五段階	経済的状況（合計所得金額の低い世帯を優先する。）

市記載欄	点	世帯合計点